

旭川市議会業務継続計画 (旭川市議会 B C P)

令和 3 年（2021 年）2 月策定

令和 7 年（2025 年）2 月改訂

旭川市議会

目 次

1	議会における業務継続計画（ＢＣＰ）策定の必要性と目的	1
2	災害時における議会及び議員の行動方針	2
	（１）議会としての役割	
	（２）議員としての役割	
3	災害時における市（執行機関）と議会の関係	3
4	議会ＢＣＰの発動基準及び対象とする災害等	4
	（１）議会ＢＣＰの発動基準	
	（２）議会ＢＣＰが対象とする災害等について	
5	議会ＢＣＰ発動の決定	5
	（１）発動の決定	
	（２）発動の周知	
6	旭川市議会災害対策会議の設置（議会業務の継続について調整する）	6
7	議会災害対策会議などの指揮・命令系統	8
8	災害発生時における議会及び議員の行動	9
	（１）業務継続（安否確認）体制の構築	
	（２）議会事務局の体制	
	（３）議員の体制及び基本的行動	
9	議員の参集基準	15
	（１）参集の手段	
	（２）参集時の服装及び携行品	
10	感染症流行時における議会業務継続の体制及び基本的な行動	16
	（１）感染症に関わる対応と動向	
	（２）新型インフルエンザなどの感染症に関わる業務継続の体制及び行動基準	
11	情報の的確な収集・伝達・共有	19
	（１）地域の災害情報の収集など	
	（２）議員による基本的な情報収集事項	
12	審議を継続するための環境の整理	21
	（１）庁舎の建物・設備	
	（２）通信手段	
	（３）備蓄品（災害時の参集に備え）	
13	議員の派遣の手続	22
14	議会ＢＣＰ発動の解除及び議会災害対策会議の廃止	23
	（１）発動の解除	
	（２）解除の周知	
15	計画の運用	23
	（１）議会の防災訓練	
	（２）ハンドブックの作成	
16	議会ＢＣＰの見直し・更新	23
様式第１号	旭川市議会議員安否確認票	24
様式第２号	旭川市議会議員安否確認カード	25
資料１	旭川市議会災害対策会議設置要綱	26

1 議会における業務継続計画（BCP）策定の必要性と目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や大規模自然災害を契機として、議会における業務継続計画（BCP）を策定する動きが増えつつあり、令和元年 7 月の姫路市議会事務局の調査では、全国に 58 市ある中核市のうち 34 市（58.6%）の議会が指針、マニュアル等を含む BCP の策定を既に行っているという状況であった。

平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、最大震度 7 が観測されるなど、北海道全体が大規模停電（ブラックアウト）になるという想定外の事態も起きている。また、これまでの記録的な大雨の影響により、本市においても河川の氾濫等が複数回にわたり発生しているところである。

さらに、令和元年 12 月に世界最初の症例が確認されたとされる新型コロナウイルスが瞬く間に世界中に感染を広げたのは記憶に新しいところであり、将来にも予想される新型インフルエンザ等の感染症流行時においても多様な市民ニーズを捉えた議会对応が求められると考える。

このような感染症流行の経験や激甚化する災害及び近年の異常気象等も踏まえながら、今後も予測が困難な「大規模災害等」に対する備えとして、議会においても、議会機能の低下を可能な限り抑制し、その責務を継続して果たすことができるよう、独自に BCP を策定することが必要である。

旭川市議会業務継続計画（以下「議会 BCP」という。）は、大規模な災害等で被災した状況下での議会及び議員の役割及び行動方針を明らかにすることにより、有事の際であっても早急な議会機能の回復を図り、二元代表制の趣旨にのっとり議事・議決機関、住民代表機関としての機能や役割を発揮するとともに、市民生活の復旧・復興に向けて迅速な意思決定を果たすことを目的とする。

*** BCP** : Business Continuity Plan（事業継続計画）の略

2 災害時における議会及び議員の行動方針

(1) 議会としての役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなどの重要な役割を担っている。

したがって、議会は、大規模な災害、新型インフルエンザ等の感染症の流行等が発生し、議会機能が一時停止した非常時においても、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催できるよう、早急に平常時の機能を回復させる必要がある。そのために、様々な災害などを想定し、これに対応する体制を整えておかなければならない。

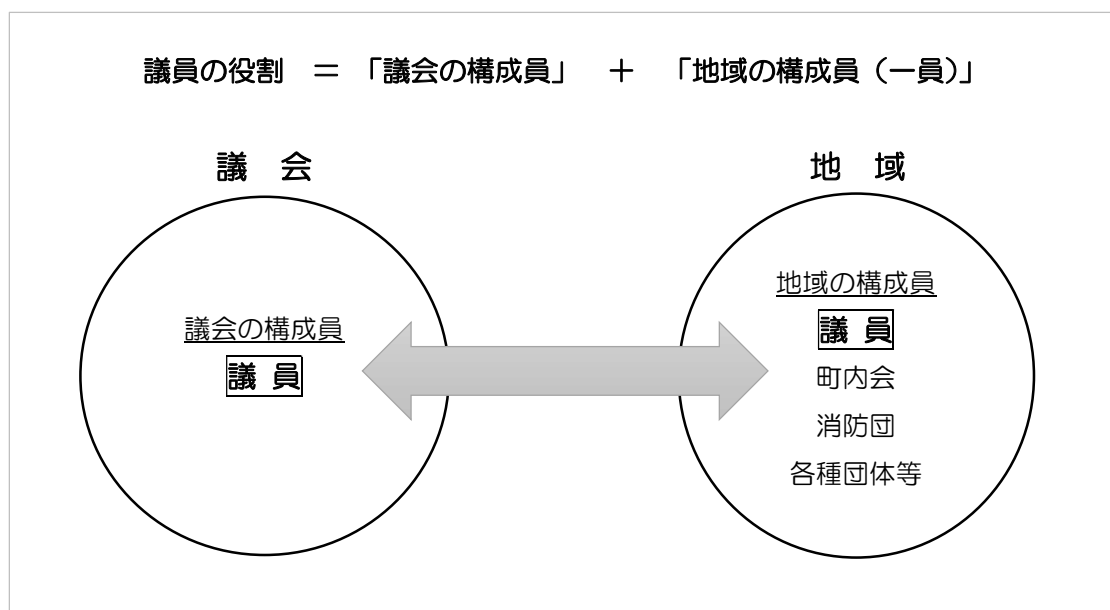
加えて、災害の復旧・復興時や、感染症の流行拡大の状況下においても、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員としての役割

議員は、合議制機関である議会の構成員として、非常時においても会議に出席できる態勢を整え、議会が果たすべき役割を達成できるように努めることが基本である。

一方で、災害発生時（非常時）には、特にその初期や感染症の流行拡大の状況に応じて、地域住民の一員として非常事態に即応する役割も求められるのも事実である。

議員は、議会機能を維持するという根幹的な使命を十分に認識する中で、地域活動などに積極的に従事する役割も同時に担うものである。

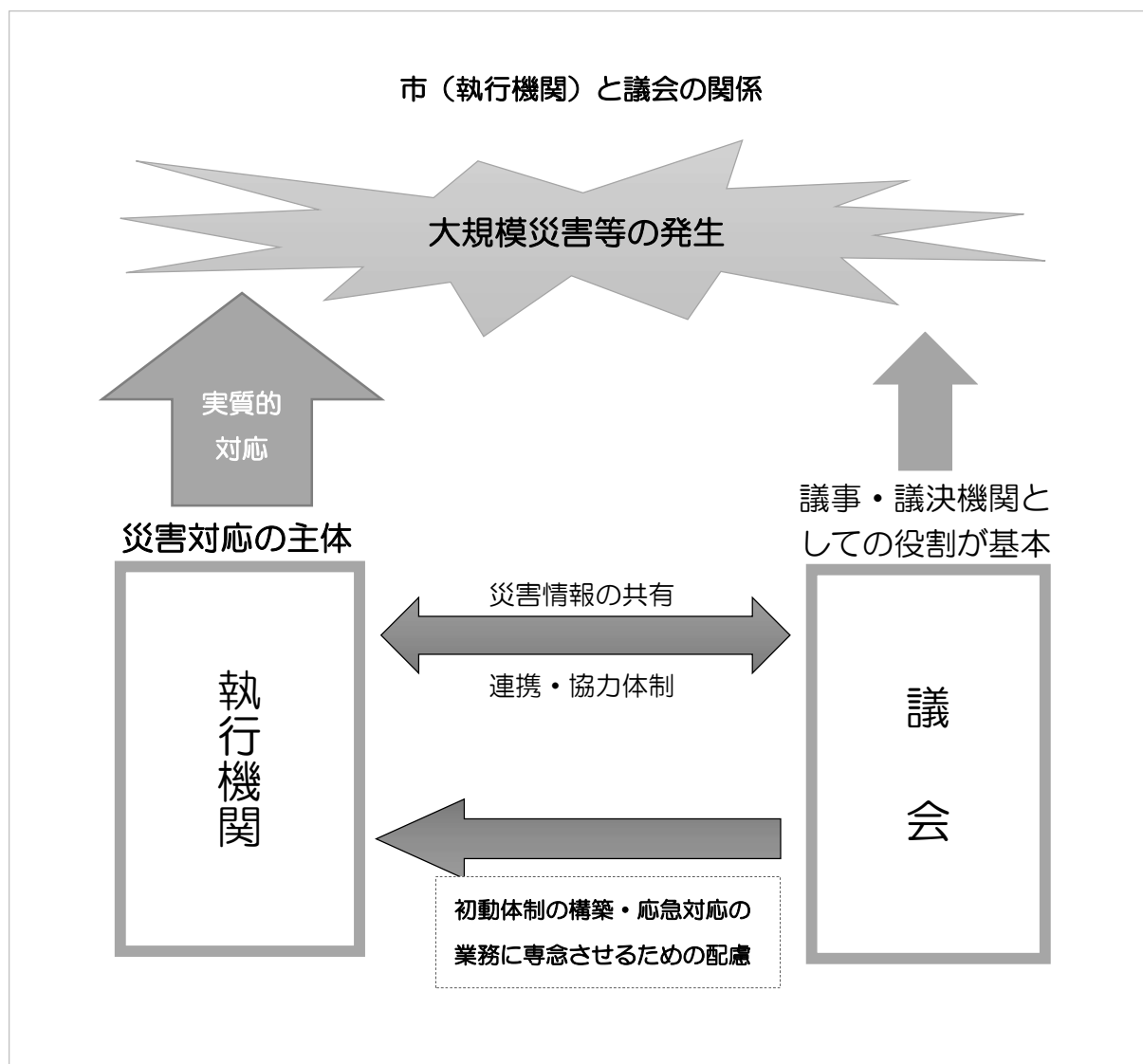


3 災害時における市（執行機関）と議会の関係

災害時（非常時）において、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、市災害対策本部及び防災安全部を始めとする行政の関係機関であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。

議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲内で災害に対応することが基本となる。このことを踏まえ、特に大規模な災害の初期においては、執行機関では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員個人からの問合せや要請などの行動は、その状況と緊急性等を見極め、市職員が初動体制の構築や応急対応の業務に専念できるよう可能な限り配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。



4 議会BCPの発動基準及び対象とする災害等

(1) 議会BCPの発動基準

議会BCPの発動基準は、次のとおりとする。

ア 市（執行機関）の災害対策本部等が設置されたとき

イ その他議長が必要と認めたとき

(2) 議会BCPが対象とする災害等について

災害等の種別	災害等の内容	市災害対策本部
地震	・震度5弱以上の地震	設置
風水雪害	・台風、暴風、豪雨、洪水、大雪、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合	設置
感染症	・治療法、予防法及びワクチンが確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合	設置
その他	・上記のほか、大規模火災などの大規模な事故、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合	設置

※ 議会BCPが対象とする災害等は、上記のとおりとする。災害時において議会が果たすべき役割や行動とは、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市の危機管理基本指針の各カテゴリーにおける対策本部が設置される災害基準をおおむね準用するものである。

5 議会BCP発動の決定

(1) 発動の決定

ア 発動は、議長が決定する。

イ 議長が発動の決定を行うことが困難な場合は、次に定める代理者が行う。

順位	代理者
1	副議長
2	会派の構成員数が第1会派の代表者
3	会派の構成員数が第2会派の代表者

(2) 発動の周知

議会BCPを発動した場合には、発動した旨を議員及び市に通知するとともに、旭川市議会ホームページ等を通じて市民に対しても広く周知する。

6 旭川市議会災害対策会議の設置（議会業務の継続について調整する）

議長は、災害時（非常時）において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市の災害対策本部等の設置後、議会ＢＣＰの発動の状況に応じて、速やかに旭川市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。議会災害対策会議は、議長、副議長、各会派の代表者で構成し、議会としての業務継続と市災害対策本部との情報共有を始め、災害対応や災害対策等における意思決定を行うに当たっての「事前調整・協議」の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

【議会災害対策会議の構成員及び主な任務】

構成員 （役職）	議長 （委員長）	副議長 （副委員長）	各会派の代表者 （委員）	議会事務局職員 （事務局）
主な任務	議会災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する。	議長（委員長）を補佐し、議長が欠けた場合には、その職務を代理する。	議長（委員長）の指示の下、次の任務に当たる。 ○議会災害対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集などに関すること ○市の災害対策本部等との連携に関すること ○その他災害対応に必要と考えられること	議会災害対策会議の運営及び事務に関係する業務を補助する。

【議会災害対策会議の設置・廃止の時期等】

災害等の種別		設置，廃止の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震		市の災害対策本部の設置又は廃止の状況を踏まえて，速やかに設置又は廃止の判断を行う。	総合庁舎 8 階 議会フロア (第 1 委員会室又は第 2 委員会室)	事務局から参集場所等の連絡を受けた後，自身と家族の安全を確保し，速やかに参集する。	会議の進行は，議長（委員長）が行う。協議事項は，議長が決定する。
風水雪害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
感染症		市の新型インフルエンザ等感染症対策本部の設置又は廃止の状況を踏まえて，速やかに設置又は廃止の判断を行う。	同上	同上	同上
その他		市の災害対策本部等の設置又は廃止の状況を踏まえて，速やかに設置又は廃止の判断を行う。	同上	同上	同上

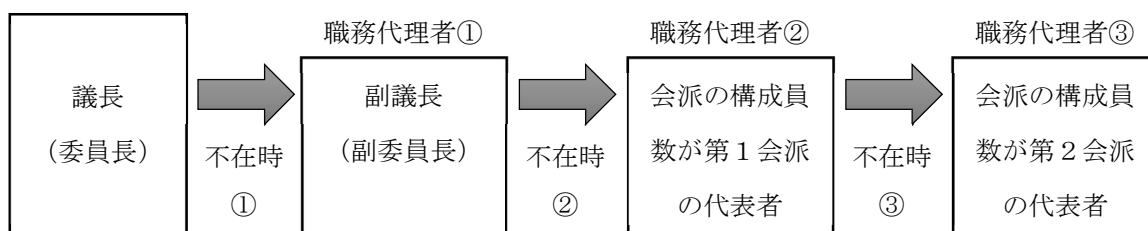
※ 議会事務局は，議会災害対策会議の運営及び事務に関係する業務の補助を行うものとする。また，議会災害対策会議の議員の参集方法，服装，携行品は，「9 議員の参集基準」（15 ページ参照）と同様とする。

※ 無所属議員については，会議の協議事項によっては，議長（委員長）の判断に基づき委員外議員として出席を求めることができる。

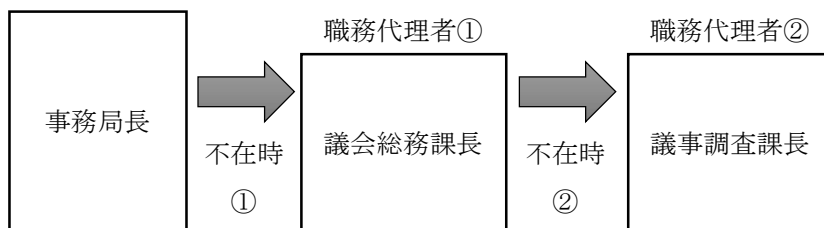
7 議会災害対策会議などの指揮・命令系統

議会災害対策会議と議会事務局においては、議長（委員長）と事務局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

・議会災害対策会議 議長（委員長）不在時の代理者



・事務局長が不在時の代理者



※ 旭川市議会災害対策会議設置要綱（別紙資料1）を参照。

8 災害発生時における議会及び議員の行動

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

災害時（非常時）においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する「議員」の安全確保とその安否確認がスタートになる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとっても優先される作業であり、組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

(2) 議会事務局の体制

市において、地域防災計画に基づく災害対策本部等が設置された場合には、議会事務局の職員は、通常業務に優先して速やかに災害時（非常時）対応の業務に当たるものとする。

ア 発災時の対応

(ア) 平日・勤務時間内 8：45～17：15（本会議又は委員会等が開催中）の場合

会議等開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全確保を行う。
- ② 議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者を避難誘導する。
被災者がいる場合は、救出・支援に努める。
- ③ 家族の安否確認を行う。
- ④ 議員の安否確認を行う（登庁している議員→登庁していない議員の順）。
- ⑤ 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務に当たる。

(イ) 平日・勤務時間内 8：45～17：15（本会議又は委員会等が未開催）の場合

会議等が開催されていない平日日中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全確保を行う。
- ② 登庁している議員及び市民の避難誘導、安否確認を行う。
- ③ 家族の安否確認を行う。
- ④ 登庁していない議員の安否確認を行う。
- ⑤ 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務に当たる。

(ウ) 平日夜間・休日の場合

平日夜間又は休日の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身と家族の安全を確保し、住居の被害状況を確認する。
- ② 身近に被災者がいる場合は、その救出・支援に努める。
- ③ 自身の安否を議会事務局に報告する。
- ④ 議会事務局に参集する。
- ⑤ 事務局職員及び議員の安否確認を行う。
- ⑥ 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務に当たる。

イ 議会事務局職員の非常時優先業務

※ 非常時優先業務について、実施の必要性、実施順序等の判断は、発生した災害の種類や規模、発生時刻等の状況に合わせて適宜行うものとする。

● 来庁者の避難誘導，被災者の救出・支援
● 職員の安否確認
● 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
● 議会事務局の電話，パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
● 議員の安否確認
● 議会災害対策会議の設置及び準備
● 市の災害対策本部等との連絡体制の確保
● 災害関係情報の収集及び整理並びに議員への発信
● 電気，水道などインフラの確認
● 議場，委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保・調整
● 議場，委員会室のカメラ・マイク・録音機器等の稼働状況の確認
● 報道対応など

ウ 事務局職員の参集基準

【議会事務局職員の参集基準（災害発生時）】

災害等の種別		参集時間	参集方法（手段）	服 装	携行品
地 震 (震度 5 弱 以上)		災害情報を確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえた上で、安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	作業着等を基本に、ヘルメット(帽子)、防災靴(長靴、運動靴、半長靴)を着用するなど、自身の安全を確保できる服装（冬季は防寒対策を行う）	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、タオル、着替など
風水雪害 (台風・暴風・豪雨・洪水・大雪・土砂災害)	全 域	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集態勢が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、災害場所や道路状況のほか、気象状況等を踏まえた上で、安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	同 上	同 上
	局 地	同 上	同 上	同 上	同 上
その他		災害情報を確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	同 上	同 上

※ 参集時間や参集方法については、おおむね災害時職員行動マニュアルを準用する。

- ・原則として徒歩、自転車、オートバイ等適切な手段により参集する。
- ・参集途上、被災者の救助活動が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。
- ・地震の影響により幹線道路が通行止めとなった場合、また、洪水等（河川の氾濫・堤防の決壊）で渡河できない場合などで、う回による参集も困難な場合は、議会事務局に状況を報告するとともに、二次災害防止のため指示を仰ぐこと。
- ・参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

エ 議員の安否確認方法

(ア) 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから、LINE WORKSによる安否確認を行う。反応がない場合は、個別で議員の携帯メール・PCアドレス等にメール送信、返信のない場合、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長及び副議長については、携帯メール・PCアドレス等への送信に加えて、電話により直接安否を確認する。

(イ) 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員のスマートフォンを活用し、LINE WORKSによる安否確認を行う。反応がない場合は、携帯メールなどから議員の携帯メール・PCアドレス等に個別でメール送信、返信のない場合、議会事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長及び副議長については、携帯メール・PCアドレス等への送信に加えて、電話により直接安否を確認する。

(ウ) 議会事務局及び議会事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

通信環境の回復を待ち、復旧後、災害の状況に応じ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、災害用伝言板（web171）を活用するなど、臨機応変に対応する。

オ 安否確認事項

旭川市議会議員安否確認票（別紙様式第1号）に基づき、次の内容を確認し、内容を記録する。

- ・ 議員とその家族の安否状況
- ・ 議員の所在地
- ・ 議員の居宅の被害状況
- ・ 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- ・ 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- ・ 地域の被災状況

※ 登庁している議員の安否確認は、旭川市議会議員安否確認カード（別紙様式第2号）を活用する。

(3) 議員の体制及び基本的行動

議員は、災害時には速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で以下の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて活動に当たらなければならない。そのため、消防団及び自主防災組織などの活動については、議員の災害時（非常時）における議会での役割や職務の重要性等について、日常から所属する当該組織・団体に理解を求めておく必要がある。

ア 発災時における議員の体制

- ・議会災害対策会議又は議会事務局からの参集指示・連絡があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に必要な応じて従事する。
- ・地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などの収集を心掛ける。
- ・議会災害対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保しておく。
- ・議会災害対策会議の構成員となる議員は、当該会議が設置された場合には、上記にかかわらず当該会議の出席を最優先する。

イ 本会議の正副議長の発災時の対応

(ア) 会議開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全を確保する。
※ 開催中の会議について、休憩又は延会を宣告する。
- ② 議員、理事者及び傍聴者の避難誘導を事務局に指示する。
- ③ 避難誘導に従い避難する。被災者がいる場合は、救出・支援に努める。
- ④ 家族の安否確認を行う。
- ⑤ 議会災害対策会議の設置及び参集の可否を決定する。

ウ 委員会の正副委員長の発災時の対応

(ア) 会議開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全を確保する。
※ 開催中の会議について、休憩又は延会を宣告する。
- ② 議員、理事者及び傍聴者の避難誘導を事務局に指示する。

- ③ 避難誘導に従い避難する。被災者がいる場合は、救出や支援に努める。
- ④ 家族の安否確認などを行う。
- ⑤ 議会災害対策会議等からの今後の対応について指示があるまで、安全を確保しながら議会フロアで待機する。

エ 議員（正副議長・委員長以外）の発災時の対応

（ア）会議等開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全を確保する。
- ② 議長の指示に従い避難する。被災者がいる場合は、救出・支援に努める。
- ③ 家族の安否確認などを行う。
- ④ 議会災害対策会議等からの今後の対応について指示があるまで、安全を確保しながら議会フロアで待機する。

オ 会議等開催時間以外の場合

（ア）会議等開催時間以外の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身と家族の安否及び安全を確保し、住居の被害状況について確認を行う。
- ② 身近に被災者がいる場合は、その救出や支援などに努める。
- ③ 正副議長は議会事務局と連絡を取り合い、参集場所を決定し参集する。
- ④ 正副議長は議会災害対策会議の設置及び参集の要否を決定する。

カ 議員が市内にいない時に災害が発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否確認を行うとともに、市内に戻る手段についての検討を開始する。

議会災害対策会議の構成員となる議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、可能な限り参集し議会災害対策会議の任務に当たる。その他の議員は、自ら議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を常時確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

9 議員の参集基準

議員は、議会災害対策会議又は議会事務局から指示・連絡があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害等により参集できない場合には、それらへの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、その旨を事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保しておくものとする。

(1) 参集の手段

参集の手段は、原則として徒歩・自転車・オートバイ等によるものとする。(災害時職員行動マニュアルを準用)

ただし、安全かつ迅速に参集する観点から、被害状況、気象状況、参集距離によっては自家用車の使用を認めるが、二次災害防止のためにも慎重な判断を行うこと。

(2) 参集時の服装及び携行品

参集時の服装は、ヘルメット、作業服、防災服等可能な限り運動可能な服とする。参集時の携行品については、携帯電話を始め、防災用品や飲料水、食料、衣類など、数日間(3日間程度)は帰宅できないことも想定し、必要と思われるものを可能な範囲で持参する。

【服装及び携行品の例】

服 装	携行品
作業服、防災服(動きやすい服)	着替えの服
運動靴、長靴又は半長靴	食料、飲料水
軍手(複数組)	携帯電話・タブレット端末等通信機器
雨具	充電器・携帯用モバイルバッテリー
防寒着(秋・冬)	現金
ヘルメット	筆記用具
	懐中電灯
	運転免許証
	携帯ラジオ
	使い捨てカイロ
	その他必要と思われるもの

10 感染症流行時における議会業務継続の体制及び基本的な行動

(1) 感染症に関わる対応と動向

令和2年から令和5年まで、およそ3年にも渡り、国内のみならず世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症のように、またいつ旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画で対象としている新たな感染症の発生・拡大が起こるとも分からない。新型コロナウイルス感染症の流行時には、国及び道による緊急事態宣言など、様々な感染拡大の防止措置が講じられ、そうした動きに対応するために、本市議会においても対応方針を策定したところである。

今後新たな感染症が発生した時には、このような対応方針等を踏まえた議会の業務継続について、基本的な体制及び行動基準を示すことが求められる。

※ 感染症流行時の議会業務継続を検討するための参考資料

【旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画で示される感染症の発生段階】

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）

国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

（２）新型インフルエンザなどの感染症に関わる業務継続の体制及び行動基準

ア 基本的な考え方

非常時においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要となる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、必要に応じて時差出勤や執務室等の換気を効果的に行うなど、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

イ 業務継続の体制及び行動基準

（ア）海外発生期

- ・ 国内での発生に備え、備蓄品（マスク、消毒液等）の在庫確認、不足品の発注を行う。

（イ）国内発生早期

- ・ 出勤前に、本人、その他同居人の健康状況を確認し、発熱や咳、下痢などの感染症の症状が疑われるときは出勤を控える。
- ・ 時差勤務やテレワーク等の感染防止策を講じる。
- ・ 感染防止のため、議会フロア等への消毒液の設置、マスクの着用を徹底する。

(ウ) 国内感染期

- ・国内発生早期の行動基準を継続する。
- ・議員その他の健康状態の把握に努める。
- ・流行の状況に応じて継続する業務を絞り込み、優先度の高い業務を継続する。
- ・感染予防、まん延防止のため、議会フロアの定期的な換気・消毒を実施する。
- ・会議の開催に当たってはオンラインでの開催を検討するなど、3密に配慮する。

(エ) 小康期

- ・国内発生早期の行動基準を継続する。
- ・流行の状況に注視しつつ、通常業務への移行を検討する。
- ・再度の感染拡大に備えた対応を検討する。
- ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施する。
- ・3密への配慮を継続する。

ウ 議会災害対策会議の設置

国及び道による緊急事態宣言の発出や、北海道独自の警戒ステージ又は市（執行機関）の新型インフルエンザ等感染症対策本部の設置状況等を考慮し、議会BCPによる議会災害対策会議設置の要否について判断する。

エ 議会事務局職員の非常時優先業務

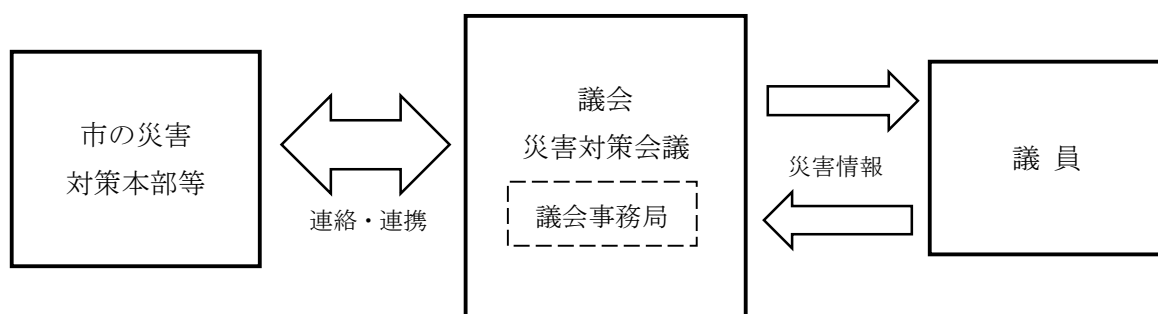
- 来庁者の氏名及び連絡先の確認（必要に応じて検温）
- 職員の健康観察（必要に応じて検温）
- 議会事務局の執務場所の確保及び感染予防対策
- 議員の健康観察（必要に応じて検温）
- 議会災害対策会議の設置及び準備
- オンライン会議の検討及び環境の設定（Zoom・Skype など）
- 市の危機対策本部等との連絡体制の確保
- 議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
- 感染関係情報の収集及び整理並びに議員への発信
- 議場、委員会室等の会議場所の確保（外部会場の検討を含む）

11 情報の的確な収集・伝達・共有

議会として適正な審議，決定を行うに当たっては，地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は，災害対応に当たる市の職員や関係機関から市の災害対策本部に集積されることから，議会は当該本部を通して情報を得ることが効率的である。

一方で，より地域の実情に詳しい議員には，地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり，議員個人が得る情報も有益で市の災害情報を補完するものとなる。

これらのことから，災害情報を的確に把握し，災害対応に当たるためには，それぞれの情報を効率的に共有することが重要となる。そのためには，市の災害対策本部と，議会災害対策会議において，組織的な連絡・連携対策を確立しておく必要がある。



※ 市の災害対策本部に，議会事務局からは事務局長が参加する。

※ 議員の情報提供・収集などは，緊急時などを除き可能な限り，議会事務局を窓口として行うものとする。

(1) 地域の災害情報の収集など

議員は，市の把握する災害情報に加えて，議員としての地域性や立場から，より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため，議員は議会災害対策会議からの参集の指示があるまでは，一市民として，地域での救助活動などに協力するとともに，災害状況の調査や市民の意向の収集及び把握に可能な限り努めるものとする。

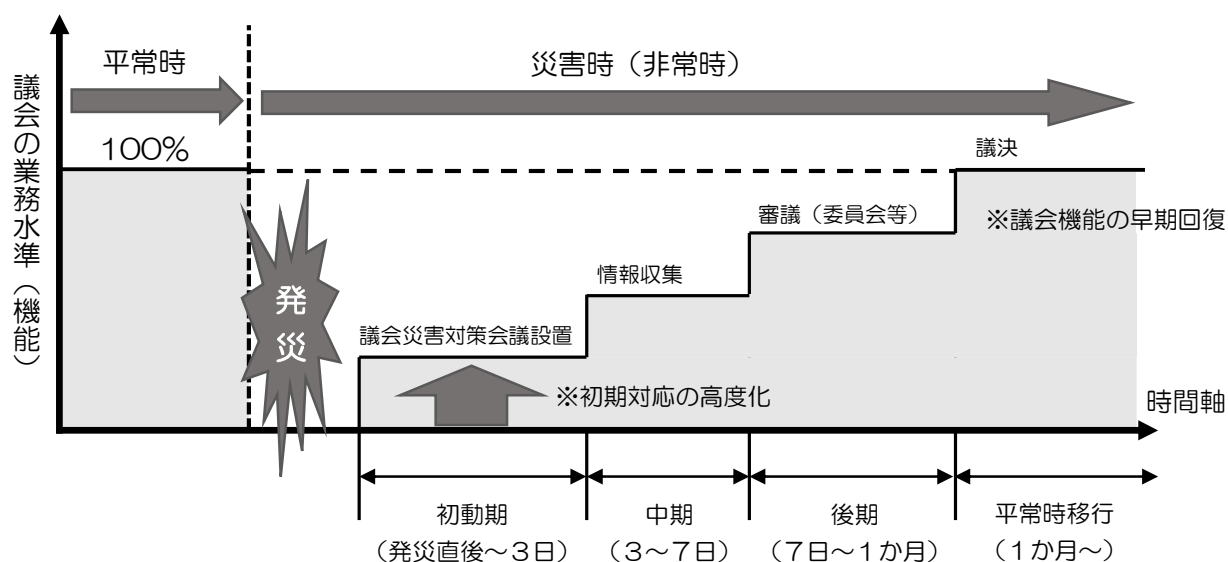
議員が収集する災害情報は，市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが，一方でその情報の混乱と錯そうによって，結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから，そのような事態を避けるとともに，災害情報の整理・分析の効率化につなげるため，あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。

なお，災害情報の収集においては，市民への情報のフィードバックや議会災害対策会議及び議員間での情報の共有化を図るため，議員個人のスマートフォンや貸与されているタブレット端末などのカメラ機能を有効に活用するものとする。

(2) 議員による基本的な情報収集事項

・ 災害の発生状況（場所・日時）
・ 災害による被災状況（死傷者・住家）
・ 応急対策状況
・ 市民の避難状況
・ 市民要望

【議会BCPによる業務改善のイメージ（一例）】



1 初動期 （発生直後～3日）	<u>議会災害対策会議の設置</u> 安否確認，情報収集。 対策会議に参集するまでは，“一市民”（地区担当議員）として， 地域活動などに従事する。
2 中期 （3～7日）	<u>災害情報の収集・把握・共有</u> 対策会議の指示に基づき参集し，議員活動に専念する。
3 後期 （7日～1か月）	<u>議会機能を早期復旧</u> 本会議・委員会を開催し，復旧・復興予算などを審議する。
4 平常時移行 （1か月～）	<u>平常時の議会組織体制へ</u> 復興計画などについて，議会として審議する。

12 審議を継続するための環境の整理

大規模災害の発生によって総合庁舎等の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる施設等の現状と課題を踏まえ、必要な環境の確保に向けた措置（対応）が必要である。

（１）庁舎の建物・設備

現総合庁舎は令和５年１１月に供用が開始された建物で、災害対応の中核としての役割を果たすべく、耐震構造を持ち、自家発電設備や庁舎内貯留槽など防災拠点としての機能を有している。

ただし、局所的な災害やテロ行為などにより、総合庁舎が壊滅的なダメージを受けることも想定した場合、一定程度の基準を満たす施設を代替施設として確保する必要がある。また、「11 情報の的確な収集・伝達・共有」で述べたとおり、市の災害対策本部との効率的な情報共有が必要である。

そのようなことから、まずは新耐震基準を満たす施設として、第二庁舎を代替施設（議会事務局の参集場所、議会災害対策会議の設置場所）として使用することについて、更には、庁舎近隣の公共施設である市民文化会館、公会堂のホールや多目的室、旭川市総合防災センター等の使用（会議の開催場所）について、市と事前に協議する必要がある。

（２）通信手段

災害等が発生した場合には、安否確認のため電話が集中しふくそう状態となることが予想される。その際、電話事業者による通信制限や回線の遮断が実施されるなど、固定電話、携帯電話ともにつながりにくくなることが、既に国内の災害時に経験されている。

過去に国内で発生した災害において、「LINE（ライン）電話」などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による通信が有効であったことが報告されており、現在本市議会においては議員全員にタブレット端末を貸与していることから、災害時の通信手段は、LINE WORKSを最優先で使用するものとし、アンケート機能における安否確認のテンプレートを活用するほか、応答がない場合は、以下の順で連絡を試みることをとする。

なお、電子メールにより連絡をする場合においては、受信されるまでに時間がかかる場合も考えられるため、混乱が生じないように、メール本文には送信日時を記載することとする。

【通信手段の優先順】

- 1 LINE WORKS
- 2 電子メール（携帯及び自宅）
- 3 電話（携帯及び自宅）
- 4 LINE 電話又はメッセージ送信
- 5 災害用伝言板（web171）

（３）備蓄品（災害時の参集に備え）

総務省消防庁の「防災マニュアル」によれば，災害に対する備えとして最低３日程度を目安とした食料・飲料などの備蓄が必要とされている。一方，旭川市備蓄計画では，被災した市民を対象に食料で１日分を目標値として備蓄を進めている状況となっている。

災害の種別や規模等によっては，議員と議会事務局職員は，数日間議会に滞在し，継続的に業務に従事することが想定されるが，市の備蓄計画の実態を踏まえて，必要な備蓄品（水，食料，簡易トイレ（緊急トイレパックなど），毛布，衛生用品等）を各自で計画的に準備しておく必要がある。

※ 旭川市備蓄計画では公的備蓄のほか，市民備蓄を推進し積極的な広報と啓発を行っている。

13 議員の派遣の手続

議長は，議会災害対策会議を設置したときは，その構成員となる議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため，速やかに旭川市議会会議規則（昭和 38 年議会規則第 1 号）第 119 条に規定する議員の派遣の手続を行うものとする。ただし，公務性は活動の内容により判断されるため，議員においては二次災害が起こらないように十分に留意し，安全第一で行動する。

14 議会BCP発動の解除及び議会災害対策会議の廃止

(1) 発動の解除

議長又はその代理者は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営が可能と判断するときは、議会BCPの発動を解除する。

また、議会BCPの発動の解除をもって、議会災害対策会議は廃止とする。

(2) 解除の周知

議会BCPの発動を解除した場合には、解除した旨を議員及び市に通知するとともに、旭川市議会ホームページ等を通じて市民に広く周知する。

15 計画の運用

(1) 議会の防災訓練

議会BCPの策定を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点からも、議員と議会事務局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を毎年1回は実施することが必要である。

(2) ハンドブックの作成

議会BCPについて、迅速な対応に備えるため、必要となる組織体制や主な流れをまとめた携帯ハンドブックを作成するものとする。

16 議会BCPの見直し・更新

議会BCPは、適宜継続的に見直しを行うことで、計画の精度を高めていくものとする。なお、本計画の見直し及び更新は、議会運営委員会で行うものとする。

様式第 1 号

旭川市議会議員安否確認票

確認日時	月日		議員氏名		
	時間				
確認者名				議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他()		
			無		
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども() その他()		
			無		

所在地	市内	⇒	自宅	自宅外()
	市外	⇒	場所()	

居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他()			
		無			

可否 参集の	可	否	参集可能な時期	

連絡先	(議員との連絡が取れない場合は家族の連絡先を記入)			
地域の被災状況				
その他	(特記事項があれば記入)			

連絡先 旭川市議会事務局 E-mail : gikai_somu@city.asahikawa.lg.jp
 TEL : 0166-25-6380 FAX : 0166-24-7810

様式第 2 号

(表)

〇〇 〇〇議員	提出日時	月	日	時	分
旭川市議会議員安否確認カード					
① 自身の被災の有無 有 ・ 無					
有の場合⇒重体 重症 軽症 その他 ()					
② 家族の被災の有無 有 ・ 無 ・ 未確認					
有の場合⇒配偶者 子ども その他 ()					
③ 居宅の被害の有無 有 ・ 無 ・ 未確認					
有の場合⇒全壊 半壊 一部損壊 その他 ()					

(裏)

旭川市議会議員安否確認カードの使用について	
議員自身が、登庁時に議会ＢＣＰの対象災害が発生した際に記入 ください。記入後は議会事務局職員に渡してください。	
表面のほか、特記事項があれば記入ください。	

資料 1

旭川市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 旭川市議会議長（以下「議長」という。）は、次に掲げる場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 旭川市災害対策本部又は旭川市危機管理基本方針における危機対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) その他議長が必要と認めたとき。

2 議長は、災害対策会議を設置したときは、その旨を市長に通知する。

(所掌事務)

第3条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認及び連絡調整を行うこと。
- (2) 議員からの災害情報を収集・整理し、市本部に情報提供すること。
- (3) 市本部から災害情報を収集し、議員に情報提供すること。
- (4) 市本部と連携・協力し、国、北海道等に対して要望活動を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 災害対策会議は、議長、旭川市議会副議長（以下「副議長」という。）及び会派の代表者で組織し、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、議長をもって充て、災害対策会議を代表し、事務を統括する。

3 副委員長は、副議長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故あるとき又は欠けたときは、別表に定める代理者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 災害対策会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の議員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(廃止)

第7条 委員長は、災害対策会議の設置目的を達成したと認めるときは、これを廃止する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害対策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

優先順位	代理者
第1位	会派の構成員数が第1会派の代表者
第2位	会派の構成員数が第2会派の代表者